

○特定自動運行に関する事務取扱要領の制定について（通達）

（令和 5 年 3 月 30 日岡規第 109 号警察本部長例規）

各部長

首席監察官

各統括官 殿

運転免許センター長

各所属長

この度、別添のとおり特定自動運行に関する事務取扱要領を制定し、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

別添

特定自動運行に関する事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、特定自動運行実施者に対する行政処分に関する規程（令和 5 年岡山県公安委員会規程第 5 号）第 6 条の規定により、特定自動運行実施者に対する行政処分その他の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 事務の取扱い

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 75 条の 12 第 2 項の規定による許可の申請の受理、第 75 条の 16 第 1 項の規定による変更の許可の申請の受理、同条第 3 項又は第 4 項の規定による変更の届出の受理、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）第 9 条の 19 第 2 項の規定による許可証の再交付の申請の受理その他の特定自動運行に関する事務は交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）において行うものとする。

第 3 特定自動運行実施者台帳の作成

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、法第 75 条の 12 第 1 項の規定による許可を受けた者ごとに特定自動運行実施者台帳（様式第 1 号）を作成するものとし、次に掲げる事由が生じたときは、当該台帳を補正するものとする。

- （1） 法第 75 条の 16 第 1 項の規定による変更の許可（法第 75 条の 12 第 2 項第 2 号ロ（1）に掲げるものに限る。）
- （2） 法第 75 条の 16 第 4 項の規定による変更の届出（法第 75 条の 12 第 2 項第 1 号に規定する役員の氏名及び住所に係るものを除く。）
- （3） 法第 75 条の 26 第 1 項の規定による指示（以下「指示」という。）
- （4） 法第 75 条の 27 第 1 項の規定による許可の取消し又は効力の停止（以下「取消し等」という。）
- （5） 法第 75 条の 28 第 1 項に規定する許可の効力の停止（以下「仮停止」という。）

(6) 規則第9条の19第2項の規定による許可証の再交付

(7) 規則第9条の38第1項の規定による許可証の返納(同項第3号に該当する場合を除く。)

#### 第4 違反検挙の報告

交通規制課長は、特定自動運行に関する違反の検挙を認知したときは、特定自動運行に係る違反検挙報告書(様式第2号)により、速やかに警察本部長に報告しなければならない。

#### 第5 仮停止の手続

- 1 警察署長(交通部高速道路交通警察隊長を含む。以下同じ。)は、仮停止をしようとするときは、交通部長が別に定める方法により、あらかじめ交通規制課長に報告し、交通規制課長の意見を聴いた上で仮停止の処分を決定するものとする。
- 2 法第75条の28第2項の規定による弁明の機会の付与については、仮停止処分通知書(規則別記様式第5の13)により通知するとともに、当該通知書を交付する際に弁明の機会がある旨及び次に掲げる事項を口頭で説明するものとする。
  - (1) 弁明は、特別な事情がない限り、警察署で行うこと。
  - (2) 弁明は、あらかじめ指定した日までに行うこと(ただし、特にやむを得ない事情があれば、変更することができるものとする。)
- 3 口頭による弁明が行われた場合は、当該弁明を聴取した者は、速やかに弁明調書(様式第3号)を作成し、警察署長に報告するものとする。
- 4 警察署長は、弁明の内容を精査した結果、仮停止の処分を継続することが適当でないと認めたときは、あらかじめ警察本部長に報告した上で当該処分を取り消すものとする。この場合において、警察署長は、直ちにその旨を当該処分を受けた者に通知するものとする。

#### 第6 指示等の上申

交通規制課長は、指示を行うときは指示上申書(様式第4号)に、取消し等を行うときは取消(停止)処分上申書(様式第5号)に、疎明する資料を添えて、速やかに警察本部長に上申しなければならない。

#### 第7 手数料徴収の取扱い

交通規制課長は、岡山県警察関係手数料徴収条例(平成12年岡山県条例第72号)の規定に基づき手数料を徴収したときは、申請書に岡山県収入証紙を貼付消印して5年保存しなければならない。

#### 第8 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。ただし、規則第9条の38第1項の規定による許可証の返納があった場合(同項第3号に該当する場合を除く。)の当該許可証に係る特定自動運行実施者台帳の保存期間は、次の表に掲げる保存期間にかかわらず、同項第1号又は第2号のいずれかに該当することとなったときから5年とする。

文書名	保存所属	保存期間
特定自動運行実施者台帳	交通規制課	長期
特定自動運行に係る違反検挙報告書	交通規制課	5年
弁明調書	交通規制課	5年
指示上申書	交通規制課	5年
取消(停止)処分上申書	交通規制課	5年

様式第 1 号

特定自動運行実施者台帳

[別紙参照]

様式第 2 号

特定自動運行に係る違反検挙報告書

[別紙参照]

様式第 3 号

弁明調書

[別紙参照]

様式第 4 号

指示上申書

[別紙参照]

様式第 5 号

取消(停止)処分上申書

[別紙参照]